

## **住宅保証機構のリフォーム保険（団体契約）の利用にあたっての重要事項**

1. 住宅保証機構株式会社と全建総連とのリフォーム保険の団体契約により全建総連の組合員は事業者登録料及び保険料について割引を受けることが可能になりますが、割引を受けるためには、下記を厳守いただく必要があります。

①事業者登録の申請の際に、全建総連の組合員であることを証明する「会員証明書」を事前に所属組合より発行を受けて、申請書類に「会員証明書」(写)を添付して住宅保証機構の各都道府県の統括事務機関に提出すること。

注) 事業者登録は1年毎の更新となるため、更新の手続きの際にも「会員証明書」の提出は必要になります。

②保険申込の際に、全建総連の組合員であることを証明する「会員証明書」を事前に所属組合より発行を受けて、申請書類に「会員証明書」(写)を添付して住宅保証機構のリフォーム保険の取扱窓口（統括事務機関に限らない）に提出すること。

注) 現在、「会員証明書」には有効期限の記載がありませんが、今後、有効期限の記載を住宅保証機構より案内される可能性があります。その場合には全建総連より各県連・組合にご連絡します。

2. 団体に適用される保険料割引率は、全建総連全体の前年（1月～12月）の年間契約件数・損害率により毎年度改定を受けます。改定された保険料は4月～3月の適用となります。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 【保険料割引率】年間契約件数 100件未満 | …20%程度 |
| 100件以上 500件未満         | …25%程度 |
| 500件以上 1000件未満        | …28%程度 |
| 1000件以上               | …30%程度 |

※初年度（～2013年3月31日）については100件未満での保険料割引率が適用されます。

3. 組合は「会員証明書」の発行を行うのみで、事業者登録、保険申込、保険証券発行の手続きを行うことができません。

「会員証明書」を入手するには、所属組合にて住宅保証機構のリフォーム保険の会員証明書の発行をご依頼ください。

①事業者登録は住宅保証機構の統括事務機関、保険申込は住宅保証機構のリフォーム保険取扱窓口、保険証券発行は保険の申込をした窓口にて手続きください。

②事業者登録、保険申込、保険証券発行の申込書類は、組合より配付できません。住宅保証機構のホームページ (<http://www.mamoris.jp/refo/>) よりPDFにて提供されていますので、印刷してご利用ください。

4. 住宅保証機構のリフォーム保険に申込みにあたっては、「まもりすまいリフォーム保険・大規模修繕かし保険 設計施工基準（全建総連）」に則った設計・施工を行う必要があります。図面を作成する前に必ずご確認ください。